

令和 3 年 1 月

遊佐町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日程 令和 3 年 1 月 25 日（月） 午後 1 時 00 分～午後 1 時 35 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項 2 賃借料の変更通知書の受理について
 報告事項 3 農業委員会法改正 5 年後調査について

議題 35 号 非農地証明願いについて
 議第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について
 議第 37 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
		6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
5	小松正志						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局係長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 1 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立して おります。 以上報告を終わります。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご 挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>それでは 1 月に入りまして、まず、明けましておめでとうございます。 今年 1 年間よろしく願いいたします。 昨年の 12 月中旬から大雪ということで、暮れに吹雪になりまして、1 月 の 8 日にはどか雪ということで、かなり除雪が動いていたようであります。 だいたい 8 日あたりで町の方でも除雪の予算も底がついたということも聞 いております。最終的にはまた予算がついたということでもありますけれど も、かなりの被害が出ているはずだと聞いております。 20 日、山形で会議がありますけれども、やはりこの大雪の被害でハウス から果樹の木とか折れたり様々ありまして、県の方で令和 2 年度大雪等被 害に関する緊急要請というのを知事の方でとったということで、国の方か らも助成金が下りればなということで情報がありました。 それからつい最近でありますけれども、雪が解ければ先週ですか、1 日 217 件の事故とかあります。ですから雪が解けた場合、天気が良くてもブ ラックアイスということで非常に滑りますので、まず気をつけていきまし ょう。 それからコロナということで、全世界的に倒産が様々あります。私達農 業の方にも米の在庫が余っているということで、減反、生産調整というこ とで、国の方で 5%をお願いということできていますけれども、都道府県 はそれまでいかないということで、2~3%でないかと聞いております。 長くなりましたけれども、総会に申請のありました案件の慎重審議、よ ろしく願いいたします。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定によ り、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名 人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ご ざいませぬか。 〈異議なしの声〉 では 12 番大谷進一委員、13 番石垣建委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に 基づき進行いたします。</p>

	<p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。総会議案書の2ページからご覧ください。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計4件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は、1ページをご覧ください。個別に説明させていただきます。</p> <p>番号75 計8筆、21,057 m² 番号76 計1筆、4,165 m² 番号77 計4筆、11,603 m²</p> <p>最後に、 番号78 計22筆、4,249.27 m²</p> <p>続きまして、報告事項2. 賃借料の変更通知書の受理について、すべて農地中間管理機構を介した契約の賃借料変更です。いずれも借人の希望による変更です。</p> <p>番号433-1、433-2 計7筆、18,962 m² 単価を25,000円から17,000円に変更します。</p> <p>続きまして、番号434-1、434-2と435-1、435-2の借人は同一人です。単価を17,000円から15,000円へ変更するものです。</p> <p>番号434-1、434-2 計4筆、3,372 m² 番号435-1、435-2 計2筆、2,302 m²</p> <p>報告事項3. 農業委員会法改正5年後調査について、総会議案書は5ページをご覧ください。</p> <p>この件につきましては、農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正され、施行後5年目を迎えたことによりまして、制度改正により農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのか把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を洗い出し改善していくことを目的に実施されたものです。</p> <p>会長、局長からも見ていただきまして、専決後、総会議案書に記載のとおり回答しましたので報告するものです。</p> <p>全国の他市町村が法改正によりどのような効果があったのかわかりませんが、近隣の町の事務局の様子を見ますと本町と同様にあまり変化は見られないようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>他に何か質問・意見等はありませんか。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。</p>
	(15番伊原会長代理が挙手し、議長が指名する)
15番伊原ひとみ	1月19日に、202会議室で委員7名中5名が出席して、農地法、農業経

会長代理	営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 36 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 35 号非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 1 ページから、補足説明資料は 5 ページからご覧ください。</p> <p>番号 6 計 1 筆、502 m²</p> <p>申請地は都市計画区域内、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、平成 25 年に相続しましたが、土地の現況は昭和年代から現在のような状況で松、竹、雑草が繁殖している状態です。農地としては復元困難で著しく利用不可能な状態です。</p> <p>現地調査当日は吹雪で、また積雪もあり、すぐ近くまでは行けませんでした。審査基準書の 2 ページに航空写真も掲載しておりますが、現地は木が生えており、土地の形状も北側の敷地境界のからすぐのあたりから傾斜があり、農地として利用することは困難な状況で、非農地として証明しても問題ないと考えます。</p> <p>所有者夫婦も高齢になり、地目変更後は遊佐町内にお住いの所有者の弟の配偶者に所有権移転を考えているようです。</p> <p>以上、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思えます。</p> <p>19 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長の 2 名で現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、11 番高橋部会長からは一括して現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹委員	<p>19 日の日に、猛吹雪の中現地調査をしてまいりました。</p> <p>事務局の話にもあったように、けっこう小高い山になっていて、全くの山林状態になっていて、農地としての利用は無理で、申請人の年齢からして、管理していくのは大変だということで、許可相当と思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に 12 番大谷副部会長からも一括して現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	<p>はい、ただいま部会長からも話がありましたけれども、状況は審査基準書の 2 ページを見てもらえればわかりますけれども、竹があつて全然農地としては利用できないかと思えますので、許可相当と思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 35 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は 0 件、(2) 利用権設定は新規設定が 0 件、再設定が 10 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(2) 利用権設定について、先ほど説明したとおり、すべて同一人と再設定です。期間は、番号 103 から 105 までが 5 年、番号 106 から 112 までは 3 年です。</p> <p>個別に説明します。</p> <p>番号 103 計 6 筆、10,535 m² 単価は 15,000 円です。</p> <p>番号 104 の貸人、借人は同集落の方々です。 計 3 筆、1,320 m²。 単価は 13,000 円です。</p> <p>番号 105 計 2 筆、5,157 m² 単価は 15,000 円です。</p> <p>番号 106 計 1 筆、537 m² 単価は 15,000 円です。</p> <p>続きまして、番号 107 と 108 の借人は、同一人です。番号 107 と 108 あわせて米 135 kg の物納です。</p> <p>番号 107 計 3 筆、941 m² 番号 108 計 1 筆、1,044 m² 続きまして、番号 109 は同集落の方々です。 計 9 筆、22,833 m² 単価は総会議案書に記載の通りです。</p> <p>番号 110 から 112 の貸人、借人はすべて同集落の方で、借人はすべて同一人です。単価はすべて 18,000 円です。</p> <p>番号 110 計 1 筆、2,717 m² 番号 111 計 1 筆、1,814 m² 最後に、 番号 112 計 2 筆、223.30 m² 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明に対して、何か質問・意見等ございますか。

	<p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 37 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>補足説明資料の 8 ページに一覧を載せておりますが、平成 30 年度、令和元年度と、全国で農業委員会に関わる不祥事が発生しております。</p> <p>そのため、令和元年の 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めることとしたところです。</p> <p>不祥事を発生させないためにも、農地関連法に限らず法令の遵守と社会の一員としての倫理観を再確認するため、年に一度、総会における決議について全国農業会議所から要請されており昨年度も 1 月総会で確認しております。</p> <p>大丈夫だとは考えていても魔がさすというようなこともありますので、本会としても年に 1 度確認していきたいと思っております。</p> <p>では、朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">《決議文朗読》</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案の通り決議することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員・事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 1 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>